

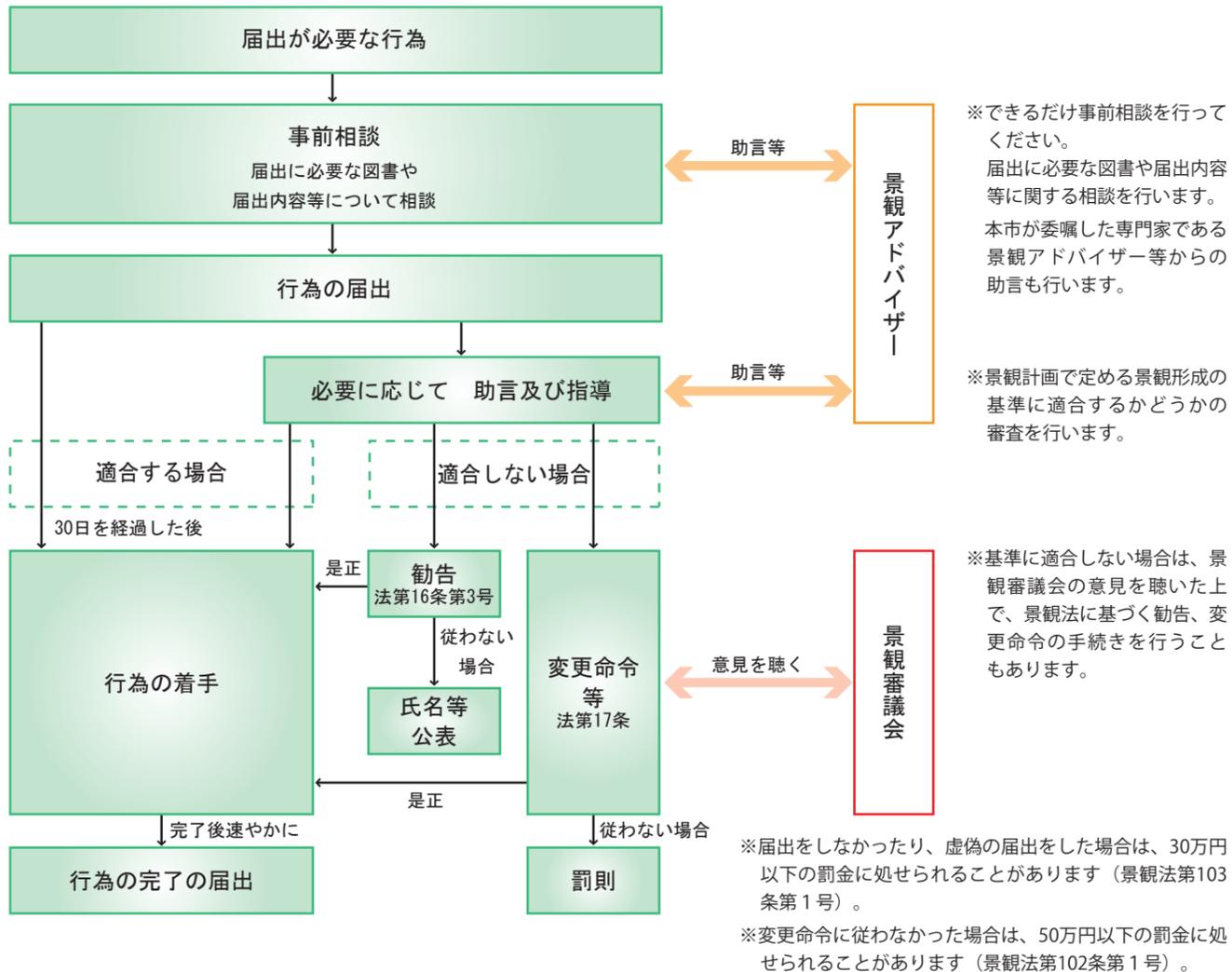
# 届出について

## 届出対象行為

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの ②その他の工作物	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	高さ13m超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為面積3,000㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	上記建築物の新築等に併し設置するもの
木竹の伐採	行為面積10,000㎡超

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

## 届出の流れ



# 和歌山市景観計画 【概要版】

紀の川・紀伊水道の豊かな自然、  
古墳・万葉・城下町の歴史・文化を礎とした  
美しく風格のある和歌山市の景観づくり

平成30年4月  
和歌山市

# はじめに

## ■景観形成に至った背景

本市は、史跡和歌山城、和歌の浦、加太・友ヶ島、紀の川など豊かな自然や歴史遺産などを有しており、これらを活かした個性的で都市の存在感と暮らしに誇りが持てる景観形成が求められてきました。

平成16年6月には景観に関する総合的な法律である景観法が制定されたことにより、県下でも良好な景観形成に向けた施策がスタートしています。

本市においても、平成21年3月策定の長期総合計画において「都市景観の形成」の重点施策に「景観計画策定」を位置づけ、市民への景観意識の啓発や理解を図りながら、総合的な観点に立って和歌山市における良好な景観形成に向けた計画として、平成23年9月に和歌山市景観計画を策定しました。

その後、景観施策の進展や、上位・関連計画の改定を踏まえて、平成30年4月に景観計画の一部改定を行いました。

## ■今後の景観形成に向けた計画の改定

- 「守り・育み・活かす」景観形成  
(保全に加え、資源を育み、まちづくりに積極的に活かしていく)
- 「景観まちづくり」による景観形成  
(住民等が主体となって地域の景観の価値を再認識し、まちづくりに活かしていく)
- 実情に応じた景観誘導の基準等の見直し

## ■景観計画区域

景観計画区域を「市全域」と設定します。



# 和歌山市の景観の現況

## ■和歌山市の景観のなり立ち

市の景観のなり立ちを、地形・自然、歴史、市街地形成の3つの視点から読み解きました。

### (1) 地形・自然が規定する骨格となる景観

- 山と丘陵に挟まれ、水量豊かな紀の川の流域に扇状の平野部が広がる景観
- 紀伊水道に面する長い海岸線を有した、市全体が海に開かれた景観



名草山から紀伊水道方面を望む



和泉山脈と紀の川

### (2) 歴史が規定する骨格となる景観

- 古墳時代・万葉の時代からの面影を残す文化の薫る景観
- 城下町を基盤とした都市構造が形づくる市街地の景観
- 城下町を中心とした街道の広がりと共に付随して点在する集落の景観



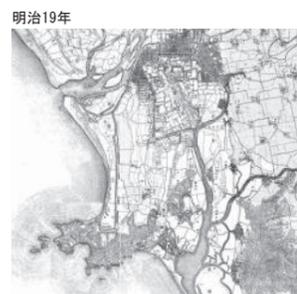
和歌山城と岡口門



熊野古道沿いの集落(里)

### (3) 市街地形成による景観の変容

- 工業の勃興に伴う都市景観の変貌
- 戦災による被害



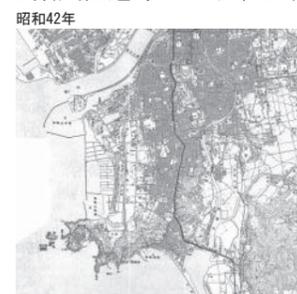
明治19年



昭和22年

### ○経済成長期における社会基盤整備等の整備に伴う市街地景観の変容

### ○景気低迷等による中心市街地の衰退



昭和42年



平成14年

(国土地理院『日本図誌体系 近畿I』)

# 和歌山市の景観形成の理念・目標

## ■和歌山市の景観形成の理念

### 紀の川・紀伊水道の豊かな自然、古墳・万葉・城下町の歴史・文化を礎とした美しく風格のある和歌山市の景観づくり

和歌山市は、水量豊富な紀の川下流の平野部に位置し、東部を中心に牧歌的な田園景観が広がるとともに、西部の海岸線では、和歌の浦などの美しい自然景観を有しています。また、古墳・万葉の時代から脈々と受け継がれてきた永い歴史・文化が継承されており、和歌山城を中心に繁栄した城下町が現在のまちの骨格を形づくってきました。その後、戦災により市街地の大半を焼失しますが、市民の懸命の尽力による復興を経て、現在は、紀北の中核都市として目覚ましい発展を遂げ、今日の豊かな自然と歴史・文化を背景とした和歌山市らしい景観が形成されています。

これらの景観は、豊かな自然の上に、先人たちがたゆまぬ努力と時間をかけて創りあげてきたものであり、私たちはこれらを誇りとして再認識し、次の時代にも誇れる和歌山市の景観を創っていかねばなりません。

私たちは、郷土に誇りと愛着を持つとともに、かけがえのない共有財産である和歌山市らしい良好な景観を市民、事業者、行政が一丸となって形成していきます。

## ■和歌山市の景観形成の目標

### (1) 紀の川の下流域に形成された山地や川、海(湾)などの豊かな自然を大切にする

豊かな自然を、本市独自の景観の魅力として大切に守り育む



### (2) 古墳・万葉の時代から城下町を経て永く積み重ねられてきた歴史・文化を再認識し、まちづくりに活かす

本市の歴史・文化の蓄積にまなざしを向け、これからのまちづくりに積極的に活かす



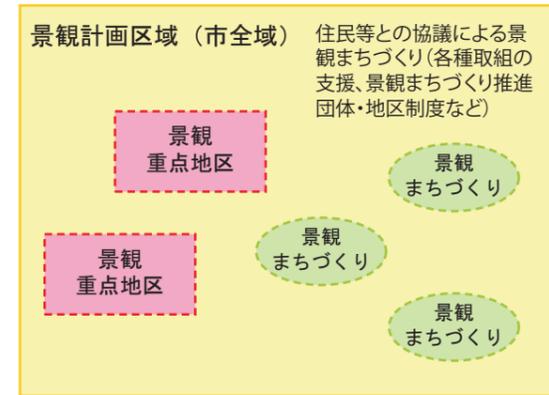
### (3) 日々の暮らしや活動の中で育まれる景観にもまなざしを向け、まちとの関係を意識した景観形成に取り組む

日々の暮らしなどの一つ一つが景観を形づくっていることを認識、まちとの関係を意識、生き活きとした景観を育み、まちの新しい魅力を生み出す景観形成に取り組む



(4) 良好な景観の形成に向けて、市民、事業者、行政が力をあわせてまちづくりに取り組む

# 良好な景観の形成に向けた取組み



## ■全市における景観の誘導

類型別に景観形成の方向性を明示し、その実現に向けて大規模な建築物を中心とした景観の誘導を行うほか、公共事業による景観形成や、骨格となる自然景観の保全に取組みます。

- ・類型別にとらえた景観形成の目標・方針の設定
- ・大規模な建築物・工作物等の景観誘導(行為の制限)
- ・屋外広告物の景観誘導
- ・公共事業における景観形成
- ・骨格となる自然景観の保全
- ・歴史的風致の維持・保全
- ・夜間景観形成による都市魅力の創出

## 【類型別にとらえた景観形成の方針】

市の現在の景観を特徴毎に10の類型に分類して、景観形成の方向性を設定します。その方向性を市民・事業者・行政等が共有し、実現に向けた取組みを進めていきます。



◆田園・農村集落景観  
北東部を中心に水田や果樹園とともに農村集落が点在し、のびやかな田園景観を形成。農業や暮らしによって育まれた景観。  
【目標像】  
○広がりのある田園景観や特徴的な農村集落景観の保全・継承・育成



◆河川景観  
紀の川が市の骨格となる景観を形成。小河川が農村景観を構成する他、市街地内河川が分布、水辺を人が集う場所にする動き。  
【目標像】  
○紀の川の開放感を感じることのできる河川景観の形成  
○川との関係に配慮した市街地内河川景観の形成



◆湾・海岸の景観  
紀伊水道に面した湾、海岸が市の骨格となる景観を形成。海岸美を堪能、レクリエーション的空間も形成。海や島しょの美しさを愛で、育んでいく活動が展開。  
【目標像】  
○万葉の時代から詠まれた地形と営みが一体となった独特の景観美を持つ湾・海岸景観の保全・継承・育成  
○人々がにぎわう海辺に開かれた湾・海岸景観の形成

## ■景観重点地区の指定

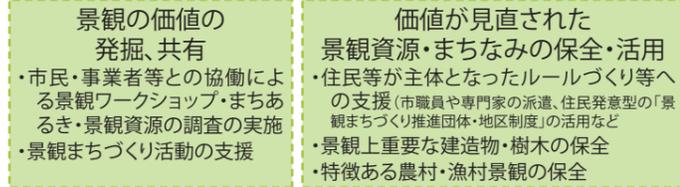
市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区を景観計画における「景観重点地区」に指定し、規制誘導方針等を含めた積極的な景観形成を図ります。

「景観重点地区」においては、景観施策だけでなく、都市計画、中心市街地活性化、文化財、観光等の施策との連携を図り、地域活性化・再生に向けた重点的な取組みを進めます。

(※「景観重点地区」の計画は別冊を参照)

## ■住民等との協働による景観まちづくりの推進

景観にスポットを当て発掘・共有し、それらを守り、育み、活かしていく活動など、協働による景観まちづくりを支援していく取組みを進めます。



また、景観に関する目を養い、景観まちづくりに取り組もうという意識を醸成していくためのしかけづくりに取組みます。

- ・良好な景観のPR、取組みの顕彰
- ・景観を題材にした研修・勉強の機会づくり
- ・景観形成の取組みを発信するフォーラム、シンポジウムの開催

◆丘陵・里山景観  
市北部の和泉山脈が市街地から遠望。南東部の丘陵には里山、雑木林が点在し、自然と調和した暮らしや活動が展開。  
【目標像】  
○和泉山脈の山なみや東部の緩やかな地形が形づくる緑豊かな丘陵景観の保全・育成



◆漁村景観  
古くから漁業が営まれ、生業と一体となった独特の景観を形成。市民団体による活動が展開。  
【目標像】  
○自然と向き合い永く営まれてきた独特な漁村景観の保全・継承・育成



◆住宅地のまちなみ景観  
古くからの敷地割が残る住宅地、震災復興後のまちなかの住宅地、丘陵部を中心とした郊外住宅地、スプロール住宅地の4つに大きく分類。住民の手で守り育む活動が展開。  
【目標像】  
○古くからのまちなみを有する住宅地の景観保全  
○緑豊かで潤いのある住宅地の景観形成  
○周辺との調和を意識した住宅地の景観形成



◆城を中心としたまちなみ景観  
城下町として反映した市街地構造が現在の都市の基盤。市民の愛着も高く多くの来訪者に親しまれる。  
【目標像】  
○「城のあるまち・和歌山」の景観の創造  
○城のシンボル性や都市の資産等を活かした、本市の中心としてふさわしい風格ある景観形成  
○城から連なる緑と歴史が息づく、やすらぎを感じる景観形成  
○界限性の高い通りの景観形成



◆幹線道路沿道の景観  
主要幹線道路沿道に多数の施設等が立地。住民等による緑化・美化活動も展開。  
【目標像】  
○秩序ある沿道の景観形成



◆中心市街地のまちなみ景観  
繁華街・歓楽街としてにぎわったが、空き店舗等も増加。中心市街地の再生に向けた活発な取組みが展開  
【目標像】  
○にぎわいや活力を感じさせるまちなかの景観形成



◆工場・港湾の景観  
臨海部を中心に工場が並ぶダイナミックな景観を形成。  
【目標像】  
○周辺環境と調和したダイナミックな工場・港湾の景観形成

## 計画の推進に向けて

### ■市民・事業者・行政の連携のあり方

#### 市民・事業者

景観を意識したまちづくりを理解し、市の施策に協力するとともに、自らも積極的に景観形成に取り組んでいくことが望まれます。  
・良好な景観の形成に向けた積極的な役割の発揮  
・行政が実施する施策への協力

#### 行政（市）

市全体でめざすべき景観形成の理念・目標を掲げ、市民・事業者等との協働のもと、景観形成を先導する役割を果たしていきます。  
・必要な施策の総合的かつ計画的な実施  
・公共施設の整備における先導的な役割の発揮  
・良好な景観の形成に関する知識の普及や意識の高揚等

### ■推進体制

計画を着実に推進するための体制づくりに取り組みます。  
・景観形成に向けた調査・審議機関の設置  
・庁内の連携体制の検討  
・専門家の支援体制の検討  
・公共事業実施にあたっての連携体制の検討  
・市民・事業者の取り組み支援体制の検討

### ■取組み熟度に応じたステップアップ(段階的な戦略)

熟度に応じて景観施策を順次充実、発展させていきます。各ステップにおいては、取組み成果を点検・評価し、必要に応じた見直しを行っていきます。

# 市全域における景観形成基準（行為の制限）

## ■大規模建築物等を対象とした景観法に基づく届出

景観計画区域では、10の類型別の景観形成を実現するため、景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等について、景観法に基づき景観形成基準を設定の上、誘導を図ります。

※景観重点地区においては、地区毎の景観形成基準も定めています。

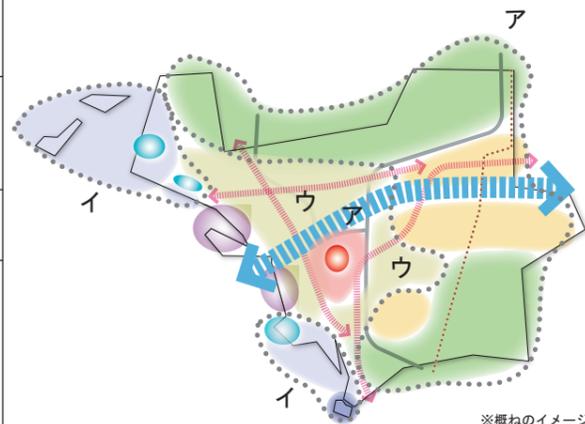
※屋外広告物については、別途屋外広告物条例に基づく誘導を図ることとします。

## ■景観形成基準

項目	基準	ア	イ	ウ	エ	
共通	①計画地周辺の景観の類型を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。	○	○	○	○	
	②地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。	○	○	○	○	
	③周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。	○	○	○	○	
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は移転、外観の変更	A 配置規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	○	○	○	○
		②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	○	○	○	○
		③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることの無いような配置・規模とする。	○	○		
		④島しょ部や海岸線等が形づくると特徴的な地形を保全する。		○		
	B 形態意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	○	○	○	○
		②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	○	○	○	○
		③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	○	○	○	○
		④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	○	○		
		⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する	○	○	○	
		⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	○		○	○
⑦商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。				○		

※注：基準が適用される区域は概ね以下のとおりとします。

ア	(1) 丘陵・里山景観 (2) 田園・農村集落景観 (3) 河川景観	・市街化調整区域内 ・紀の川沿いの両岸に面する敷地 ・市街地内河川に面する敷地
イ	(4) 湾・海岸の景観 (5) 漁村景観	・自然公園が指定されている区域 ・海際線から約1km内（和歌山北港・本港・南港を除く）
ウ	(8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域（第2種住居地域、準住居地域を除く）
エ	その他の市街地景観 (6) 城を中心としたまちなみ景観 (7) 中心市街地（大通り・商店街・駅前等）のまちなみ景観 (9) 幹線道路沿道の景観 (10) 工場・港湾の景観	・上記以外



※概ねのイメージ

項目	基準	ア	イ	ウ	エ	
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は移転、外観の変更	C 色彩素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	○	○	○	○
		②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	○	○		
		③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。			○	
		④商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。				○
		⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものをを用い、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	○	○	○	
		⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	○	○	○	○
D 緑化外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	○	○	○	○	
	②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	○	○	○	○	
	③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	
	④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
特定照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	○	○	○	○	
工作物の新設、増築、改築等	①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
	②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。	○	○	○	○	
開発行為／土地の形質の変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	○	○	○	○	
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	○	○	○	○	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	○	○	○	○	
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	○	○	○	○	
物件の堆積	①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。	○	○	○	○	
	②道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。	○	○	○	○	
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。	○	○	○	○	
木竹の伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、伐採の位置や方法を工夫する。	○	○	○	○	
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	

「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニメントその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

<色彩に関する推奨値>

- ・良好な景観の形成を図るため、建築物の外壁や工作物の外観の大半を占める基調色について、使用することが望ましい色彩の範囲を推奨値として示します。
- ・類型別の景観との調和の観点から、推奨する色彩の範囲はマンセル表色系で以下のとおりとします。

色相	彩度	
	(1) 丘陵・里山景観／(2) 田園・農村集落景観／(3) 河川景観／(4) 湾・海岸の景観／(5) 漁村景観／(8) 住宅地等のまちなみ景観	その他の市街地景観
YR系	4以下	6以下
R・Y系	3以下	4以下
その他	2以下	2以下

- ・自然石、木材、土壁などの自然素材を用いる場合、ガラス等の素材本来が持つ色彩を用いる場合などは、この推奨色によらない場合もあります。
- ・周辺の景観との調和や、建築物でのバランス等も考慮の上で、他の要素もあわせて総合的に優れたデザインとなるような配慮が望まれます。